

奈良市告示第133号

奈良市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱を次のように定める。  
令和8年3月27日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 支援法人の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載したマンション管理適正化支援法人登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 業務を行う事務所の名称及び所在地

2 申請者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴（生年月日、性別及び略歴）を記載した書面
- (4) 次に掲げる内容を記載した法第5条の4に規定する業務に関する計画書
  - ア 支援法人として管理支援業務（法第5条の3に規定する管理支援業務をいう。以下同じ。）に従事させる職員の体制に関する事項
  - イ 管理支援業務を行おうとする地域と実際に管理支援業務を行う法人（支部等）の所在地に関する事項
  - ウ 管理支援業務の内容及び管理支援業務を行うに当たっての具体的な方法に関する事項
- (5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第1条の2に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社及び関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及びそれぞれの業務内容を全て記載した書面
- (7) これまでのマンションの管理又は再生に関する活動実績を記載した書面
- (8) マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書（別記第2号様式）
- (9) その他法第5条の4各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- (10) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (11) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (12) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領
- (13) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、

管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画

(14)前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類  
(支援法人の登録)

第3条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第5条の3第1項の規定により、当該申請者を支援法人として登録するものとする。

(1) 申請者が、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は省令で定める法人であること。

(2) 申請者が、職員、業務の方法その他の事項についての管理支援業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

(3) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他管理支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置が講じられていること。

(4) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第5条の4に規定する業務として適切なものであること。

(5) 第8条の規定により支援法人の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(7) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者（又は未成年者の法定代理人が次のいずれかに該当する者）

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

カ 法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者

(8) 前各号に定めるもののほか、申請者が、管理支援業務を適正かつ確実に実施することができることと認められること。

2 市長は、申請者を支援法人として登録した場合は、マンション管理適正化支援法人登録通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請者を支援法人として登録しないこととした場合は、マンション管理適正化支援法人不登録通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第4条 支援法人は、第2条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、マンション管理適正化支援法人名称等変更届出書（別記第5号様式）により届出を行わなければならない。

2 支援法人は、第2条第2項各号に掲げる書類のいずれかの内容に変更があったときは、マン

ション管理適正化支援法人登録申請書に係る添付書類変更届（別記第6号様式）に、その変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（業務の休止又は廃止）

第5条 支援法人は、その業務を休止し、又は廃止したときは、速やかにマンション管理適正化支援法人業務休廃止届出書（別記第7号様式）により市長に届出を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による業務の休止又は廃止の届出を受けたときは、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、業務を行う事務所の所在地及び業務の休止又は廃止の届出を受けた年月日を公表するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

2 支援法人は、事業年度の終了後、その事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第7条 市長は、法第5条の8第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

（登録の取消し）

第8条 市長は、支援法人が法第5条の8第3項の規定に該当したとき又は第3条各号のいずれかに掲げる要件に該当しないこととなったときは、第3条第1項の規定による支援法人の登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支援法人の登録の取消しを行う場合は、マンション管理適正化支援法人登録取消書（別記第8号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

マンション管理適正化支援法人登録申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

事務所の名称及び所在地

法人の名称又は商号

代表者氏名

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録を受けたので、奈良市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、以下の各号に掲げる内容に変更があった場合には、同要綱第4条第1項の規定に基づき、変更に係る書類を奈良市長宛に提出することとします。

記

- 1 法人の名称又は商号及び代表者の氏名：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 添付書類：
  - (1) 定款
  - (2) 登記事項証明書
  - (3) 役員の名、住所及び略歴（生年月日、性別、略歴）を記載した書面
  - (4) 法第5条の4に規定する業務に関する計画書
  - (5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
  - (6) 関係会社（親会社、子会社及び関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各全業務内容を記載した書面（省令第1条の2に規定する会社の場合に限る。）
  - (7) これまでのマンションの管理又は再生に関する活動実績を記載した書面
  - (8) マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書（別記第2号様式）
  - (9) その他法第5条の4各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面
  - (10) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
  - (11) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
  - (12) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領
  - (13) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

以上

第2号様式（第2条関係）

マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書

令和 年 月 日

（宛先）奈良市長

事務所の名称及び所在地

法人の名称又は商号

代表者氏名

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録を受けるに当たり、以下について誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（誓約事項）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- 2 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ・未成年者（又は未成年者の法定代理人が次のいずれかに該当する者）
  - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ・拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ・心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
  - ・暴力団員等
  - ・法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者
- 3 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定するとともに、個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて管理支援業務に従事する職員に対して研修を実施すること。
- 4 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人が管理支援業務を行う当該管理組合、管理者等（区分所有者を含む。以下同じ。）を相手方として管理支援業務を適正に実施するため、支援法人が管理支援業務以外で行う業務として適さない業務（以下「管理支援外業務」という。）を行わないこと。
- 5 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人が管理支援業

務を行う当該管理組合、管理者等を相手方として、当法人に所属する役員の兼任先の法人が管理支援外業務を行わないこと。

- 6 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人に所属する会員事業者等をあつせんする場合には、当法人が支援法人として管理支援業務を行う管理組合、管理者等を相手方として、管理支援外業務を行わないこと。
- 7 当法人及び当法人に所属する会員事業者等関係者は取得した管理組合又は管理者等に係る情報を本業務以外の目的で利用せず、本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
- 8 当法人及び当法人に所属する会員事業者等関係者は、法第5条の4第1号又は第2号に掲げる管理支援業務を行うに当たって知り得た秘密について、秘密の保持を行うとともに、管理支援業務を行わないこととなった場合や管理支援業務の終了時に、適切な方法により廃棄すること。

マンション管理適正化支援法人登録通知書

第 号  
年 月 日

事務所の名称及び所在地

法人の名称又は商号

代表者氏名 様

奈良市長

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項及び奈良市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、下記のとおり法第5条の3第1項に規定するマンション管理適正化支援法人として登録します。

記

- 1 登録年月日：
- 2 登録番号：
- 3 法人の名称又は商号：
- 4 代表者の役職及び氏名：
- 5 法人の住所：
- 6 事務所の所在地：
- 7 業務内容：
- 8 登録に当たっての要件その他の事項：

・事業報告として要綱第6条の規定に基づき、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を提出すること。また、事業年度終了後、その事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を提出すること。

以上

マンション管理適正化支援法人不登録通知書

第 号  
年 月 日

事務所の名称及び所在地

法人の名称又は商号

代表者氏名 様

奈良市長

年 月 日付けの申請については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項及び奈良市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第3条の規定に基づき、以下の理由により、マンション管理適正化支援法人の登録をしないこととします。

不登録の理由

以上

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

マンション管理適正化支援法人名称等変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

登録番号

マンション管理適正化支援法人の名称又は商号

代表者氏名

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第3項に規定する支援法人登録簿に記載される事項に下記のとおり変更がありましたので、同条第4項及び奈良市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

変更予定年月日 年 月 日

変更する事項  支援法人の名称又は商号  
 住所又は代表者の氏名  
 支援法人が管理支援業務を行う事務所の所在地

変更前

変更の内容

変更後

※該当する□にレ印を記入してください。

第6号様式（第4条関係）

マンション管理適正化支援法人登録申請書に係る添付書類変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

登録番号

マンション管理適正化支援法人の名称又は商号

代表者氏名

年 月 日付けマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づき申請を行い、年 月 日付け 第 号マンション管理適正化支援法人登録通知書により登録を受けた当法人については、以下に掲げる内容に変更がありましたので、奈良市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

記

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴（生年月日、性別及び略歴）を記載した書面
- (4) 法第5条の4に規定する業務に関する計画書
- (5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社及び関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及びそれぞれの業務内容を全て記載した書面
- (7) これまでのマンションの管理又は再生に関する活動実績を記載した書面
- (8) マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書（別記様式第2号）
- (9) その他法第5条の4各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面
- (10) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (11) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (12) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領
- (13) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画
- (14) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

以上

マンション管理適正化支援法人業務休廃止届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

登録番号

マンション管理適正化支援法人の名称又は商号

代表者氏名

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3の規定により登録を受けたマンション管理適正化支援法人としての業務を休止・廃止したので、法第5条の7第1項及び奈良市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

休止・廃止年月日 年 月 日

（休止・廃止のいずれかに○）

休止又は廃止の理由

マンション管理適正化支援法人登録取消書

〇〇〇市第 号  
年 月 日

登録番号

マンション管理適正化支援法人の名称又は商号

代表者氏名 様

奈良市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 5 条の 8 第 3 項及び奈良市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、以下の理由により、マンション管理適正化支援法人の登録を取り消します。

登録取消年月日 年 月 日

登録取消の理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。